

貴族院回向議國九十二第九帝貴

第九十二回
貴帝國議會院
族

付託議案

學林叢書注案

うなことを内容を幾分變へる、名前を
變へた方が新しい出發の爲に宜くはな
いか、それが理由なんであります

のですが、第二十一條の教科用圖書のことですが、此の義務教育の面に於いては、教育の参考圖書は茲に書

ございませぬ
○荒川文六君 もう一つ、圖書のこと
に付て伺ひますが、監督廳で著作権を

な方面の圖書、或は數學に關する圖書
準の低かつた原因ではなからうかと思
ひます、私は例へば物象とか云ふやう

昭和二十二年三月二十四日(月曜日)
午後一時十三分開會

○佐々木惣一君　國民學校と云ふのは
いけないと云ふやうな、さう云ふ消極
的の理由は何もないのですか

いであるやうなことは至當然のことと思ひますが、第二項の「教科用圖書以外の圖書その他」の教科書等、有効適切な。

有する圖書、又所謂官で作られる圖書も同様であります。が、例へば或學科の圖書を普通の假名混りで書かなゝで、

などは、文學を知らないから讀めないと云ふことを省く爲に、ローマ字などを書、となれば非常に宜いのではなか

の左大臣一君 比のト學交と云ふの
御開會致します、第一章の御質問は大體
昨日で終つたやうに考へられますか、
向ございませうか……ございませんや
うですから第二章に移りたいと思ひま

○政府委員(日高第四郎君) 特別に國民學校がどう云ふ譯でいかなゝと云ふ意味のことぢやないので、
○佐々木惣一君 あゝさうですが、よく分りますが、併し國民學校と云ふ風

の開きその他の参考で不思議なのは、これを使用することができる」とあるのですが、有益適切なものを判断するに何か検定か何かに依るものでありますから

例へばローマ字で其を書くと云ふやうなことも將來考へて宜いのではなからうかと考へるのでありますて、それと申しますのは、子供が矢張り小學校、中學校、それ以上でも同じでございま

ローマ字で書かれた書物も教授用に用ひることは差支ないと云ふ御考であらうかと思ひますが、其の點はどうありますか

此の「國民學校」は詰り今の國民學校の改稱だらうと思ひます、誰も知つて居る通りに、元小學校と言つたのを國民學校と改めた、國民學校と改める時には、唯昨日御電話の學生、生徒と云ふやうな、さう云ふ區別をして居ると云ふやうな意味の稍形式的の、便宜的の意味と云ふより

に改める時には、さう改めること自體に於て多少議論があつたかと記憶して居りますが、併し何れにしても改まつたらそれでいいのですが、そこにもよつと關聯しますが、中學校、高等學校、大學等がありますが、一體高等學校迄は校の字を抜くと云ふのが從來の例めて校の字を抜くと云ふのが從來の例

省と致しましては、斯う云つたやうなものは有益適切であらうと云ふ参考の指示は致す積りでありますけれども、結局有益適切を決定するのは教育者自身の責任に於てやらせると云ふ、さう云ふ趣意でございます。

○荒川文六君 それに關聯したやうなことでござりますが、丘頂も、前にも

すけれども、新しい本を読むことは御承知の通り非常に好んで、やる時期がございます、併し其の時に最も障礙となるのは、自分の知らない漢字が出て來ると云ふことである、是は小學校ではありますぬけれども、私の親しく自分で経験した所であります、或工場の職人になつて居る者たるが、自分の

何が國民學校と云ふ各種の方か、其の改つた時以後に於ける學校に於ける教育の方針が違ふと云ふやうな、内陸軍上級じやうの説明が出了のでありま
ですが、陸軍關係に於きましては、例へば陸軍大學校と言つて居ります、大學とは言はない、陸軍大學校と言つて

さうでございましたが、子供の讀物として書店などに澤山並べてありますものの中には、隨分如何はしいものがあ

の取引に、馬鹿らしい者で自分の専門のことをもう少し深く知りたいと思つて参考書を買って見るけれども、むづかしい漢字が、自分の知らない漢

して、私自身のことを申すことを諂ひて戴ければ、改める必要なしと云ふ意見であつたのであります。今度又小学校と改めることに付しましては、何等か内容上の意味があらなきやならぬと思ひますが、一つそれを御説明願へ
うでせうか
○政府委員(日高第四郎君)　主に外の
　　学校との聯關係で、小學校、中學校、高等
　　學校、大學と云ふやうに元に戻した方が
　　一つと、それから今後の小學教育の内
　　容に付きましては、戰時中にあつたや
　　谷に付きましては、

居ります、何か校の字を廢めると云ふ
ならば、寧ろ小學、中學、大學と言つ
ても宜さうに思いますが、高等學校だ
けは工合が悪いけれども、何かさう區
別を付けなければならぬ理由がある
のでせうか

○政府委員(日高第四郎君) 別に確た
る理由がなく慣習に依ります

○佐々木惣一君 其の點は宜しうござ
います、私の質問は一應終りまして又
後で……

○荒川文六君 此の小學校、是は小學
校ばかりでなく中學校にも準用される

るやうに見受けられるのであります
が、あゝ云ふやうなものに對して、此
の條項とは直接關係はありません
ども、何か監督をすると云ふやうなこ
とは考へられて居らないでございま
せうか、或は又現に斯う云ふことはや
つて居られるのでせうか、其の點をち
よつと伺ひたいと思ひます

○國務大臣(高橋誠一郎君) 御答へ致
します、此の點色々考へて居りまする
けれども、今日出版の自由も認められ
て居ります際、是は取締ります方法は
ないやうであります、如何とも致し方

字が出て来てどう讀むか分らないと云ふことが、其の本を讀む興味を失はせるし、遂に又知識を得ることが出来ない、日本人は學校を出ると本を讀まない、勉強しないと云ふことを能く申しますけれども、それは唯中學校或は小學を出たじけで、今度は中學校が義務教育になりますから幾らか知識も高まりませうけれども、それだけの知識で自分の思ふ本を読みこなせないと云ふことに、其の原因の一つがあるのぢやないかと思ひます、それが從來日本國民の一般の科學教育、科學知識などの水

第四部第十類 教育基本法案特別委員會會議事速記錄第五號 昭和二十一年三月

十四日 貴族院

○政府委員(日高第四郎君) 此の點は實は關係方面とも話合をしまして、居るやうな、從來の國定教科書だけではいけない、寧ろそれは各地方自治の建前からして、各地方で以て其の地方に應じたやうな有らゆる種類の教科書が出來ても宜いではないか、さう云ふ趣意なんありますが、現在の狀況に於きましては、印刷の點から見ましても、新しい教育内容を盛るやうな内容の著作に付きましても手が回りませぬので、文部省自身の持つて居りますやうな、從來の國定教科書のやうなものも、新しく教育内容を盛るやうな内容を一應使用すると云ふ建設になつて居るのであります、文部省と致しましては特にどちらをと云ふ意味もないのですが、折衝の時には關係方面を付けたりにすると云ふ、さう云ふ意向であります、文部省自身としてはどうぢやん前の方を原則として、後の方を付けて居ると云ふ、さう云ふ意向でありますと二十一

○佐々木惣一君 さうしますと二十一

○政府委員(日高第四郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 もう一つ、此の監督官廳の權限と云ふことありますか、

○政府委員(日高第四郎君) 云ふことを……監督廳と云ふことは、言ふ迄もなく行政的の意味であります

が、教科書に付ての検定とか認可と云

ふことは、内容のことですな、矢張り其の監督廳が検定若しくは認可と云ふ行政處分をするに當つては、審査機関とか、さう云ふものを設ける御考でありますか

○政府委員(日高第四郎君) 勿論さう云ふものを設ける検定であります。○佐々木惣一君 さうだらうと思ひますが、其の時に一つ御考へ願ひたいのは、所謂教科書検定委員會、さう云ふものでせうが、それは内容、人選に餘程御注意を願ひたいと思ふのですが、實は私共は小學校のことは能く知りませぬけれども、或場合に、自分の研究の必要上教科書を見ることがありますが、可なり杜撰なものがある、それは教育とか、理念とか云ふことから言へば宜いやうだが、何たか取扱つて居る事柄が正確を缺いて居るものがある、専門のことを見ることではないけれども、併しながら教へる事柄自體は非常に正確な知識を基礎にしなければならない、斯う思つて居るものですが、さう云ふ點から見ますと不満足

○佐々木惣一君 さうしますと二十一條の趣旨は分りましたが、適用します時には、假に文部省、監督廳の認可した検定教科書がある、又文部省の著作権を有する教科書がある、此の二つが重なつた時には、其のどちらを使ふかと云ふことは、個々の學校自體が任意に選擇することになりますか

○政府委員(日高第四郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました

○政府委員(日高第四郎君) 主として學校行政事務、教育行政事務、さう云ふことを……

○佐々木惣一君 さうだらうと思ひます

○政府委員(日高第四郎君) 例へば此の頃は、祝祭日に於ける學校の行事が非常に簡略になつて居るやうであります、それにしても學校としては色々式辭などのこと、

○羽田寧君 例へば此の頃は、祝祭日は校長は觸れないと云ふのですか

○政府委員(日高第四郎君) 義務教育が九年に延びますので、完成教育と申しますよりは普通教育の基礎と言ひますか、初等的な基礎と考へて居ります

○男爵今園國貞君 さう致しますと、中等學校と關聯して、中等學校と小學は行政事務と云ふものの中に含まれて居る云ふ際に於ける學生に對する訓話居る云ふ御考ですか、或はさう云ふ御考は、さう云ふやうなことは、從來校長が當つて居るのが普通と思ふ、それ等のこと

○政府委員(日高第四郎君) 嚴格な意味では完成教育とは考へられないのですが、校と、兩方で初めて完成教育になるのですか

○政府委員(日高第四郎君) 嚴格な意味では完成教育とは考へられないのですが、校迄義務教育と致したいと云ふやうなあります、方々で色々要求もありますが、

○男爵今園國貞君 さう致しますと、中等學校と小學は、それが不可能でありますので、中等

○政府委員(日高第四郎君) 申譯ございませんとか、山村僻地にある場合を豫想して居ります

○佐々木惣一君 離島でござりますと、か、山道僻地にある場合を豫想して居ります

○政府委員(日高第四郎君) 申譯ございませんが、此の點を十分確めてございませんが、實は教科目に付きまして

○伯爵宗武志君 只今問題になりました二十一條の所でございますが、監督廳と云ふのは都道府縣區域を管轄する

○佐々木惣一君 それで關聯して居りますが、例へば校長が教育の仕方に付て、それはどうも感心しない、斯う云ふ風にしたら宜い、と云ふ風なことは

○佐々木惣一君 それで關聯して居りますが、どうですか

○政府委員(日高第四郎君) 廣い意味で、所屬職員を監督すると云ふ意味に入れて居る積りであります

○佐々木惣一君 分りました

○政府委員(日高第四郎君) 「委員長退席、副委員長着席」

○男爵今園國貞君 小學校は、今迄の

國民學校と同じやうに一應完成教育を

するのでせうか、どうなんでせうか

止して……

〔速記中止〕

○委員長(男爵今園國貞君) 速記を始めて

○伯爵宗武志君 次に十八條の五と云ふ所に「日常生活に必要な數量的な關係を云々と云ふ」とがございますが、

此の前本會議で數量の基準になる度量が只今適當な研究とか、其の他の處置が執られて居りますのでございませ

居らないと云ふ風に御説明になつたやうに伺つて居りますが、之に付ては何

か只今適當な研究とか、其の他の處置が執られて居りますのでございませ

うか、比の點に付て少し伺ひたいと思ひますが、何かさう云ふ御計畫なり、

何なりがあるならば御漏らし願ひたいと思ひますが……

○政府委員(日高第四郎君) 申譯ございませんが、此の點を十分確めてございませんが、實は教科目に付きまして

専門家が相當細かく研究を致して居りますので、多分此の點も相當研究致しました

いませぬが、實は教科目に付きまして

承知致して居りませぬ、調べまして御返答申上げたいと思ひます

○伯爵宗武志君 若し適當な機會にそ

れを伺へれば有難うございますが、さ

う云ふことが出来ませんでしらば、

致し方がございませんが、兎に角此の點は相當重要な問題と思ひますので、成

るべく早く斯う云ふ問題に對する態度を御決め願つた方が宜いのではないか

と、唯さう云ふことだけを申上げて置きたいと思ひます、私の質疑は是で終ります

○佐々木惣一君 私は二十條と二十一條の二つ合せたやうなことを御尋したのですが、其の監督廳と云ふ、是はないのですが、今は文部大臣と云ふ御話ですが、將來は地方團體の長になります場合に、それは各地方團體で、其の當該の長なるものが教科に關する事項を定め、又は教科書を検定すると云ふことにも相成ると思ひますが、各自地方に依つて別々のことが教科に關する事項として定められ、又は教科書が定まると思ふことが有り得ることになるだらうと思ひますが、私の考へます所に依れば、小學校の教育と云ふものは、固より各地方々々の特殊の事情に依つて其の兒童に教ふべきものもありますけれども、同時に又日本國全般の兒童と云ふものに共通の知識訓育を與へると云ふことが小學校の小學校たる所以の一徴ではないかと、斯う思ふのですけれども、さう云ふ點に付ては當局はどう云ふやうな御考でありますか、ちよつと御答を願ひます。

て居りませぬので、將來の見透しを申上げることは今のところむづかしいのであります、文部省としては、其の點出来るだけばらくにならないやうに、多様の中にも統一のあるやうな方向に進めたいと思つて居ります。

○佐々木惣一君 能く分りましたのですが、先刻も申上げました、小學校教育は、矢張り兒童として、日本國家の國民としての共通の知識、性格を養ふと云ふことがどうしても必要だと思ふのであります、それが小學校の小學校たる所以……それはちよつと何ですけれども、アメリカの教育制度は直ちに日本には當らぬ、アメリカは御存じのやうに、各州で教育のことを定めて居つて、今合衆國には實は日本の文部省に該當するものはない、でありますから所謂地方的、地方的と云つてもそれはアメリカの方で言ふ地方的と云ふことは、直ちに日本には當らぬかも私は思つて居るのですが、さう云ふやうな點は能く御考慮願ひましてさうして此の法律は此の法律として適用しなければなりますまいが、矢張り日本兒童として共通の必要なものがると云ふ只今の御詫、それに従つてそれを落さぬやうに運用を願ひたいと、斯う思ふのですが、それだけのことをちよつと……

○政府委員鈴木弘君 ちよつと其の點に付きまして申上げますが、監督廳とありますのは、當分の間文部大臣になつて居りますけれども、それを將來都道府縣の所謂地方に監督廳を移しますか、或は此の監督廳を文部大臣の儘全國的に矢張り統一を必要とするものを感じますかは、其の地方の分權の程度に依りまして、残さなければなら

○平塚廣義君　只今の政府委員の説明に付きまして、私はアメリカのやうな風に州であるとか何か大きなものであれば何でありますけれども、我が國の地方分権と、地方自治とかと云ふやうな上から考へまして、只今佐々木さんの御述べになりましたやうな疑問が、又大いに研究を要する點があるだらうと云ふことを考へるのですが、ですから只今政府委員の説明せられた通り、將來自治制度の方も纏まつて行く譯でありますから、尙實際の實情に應じまして能く其の點を考慮せられるやうに、此の際希望を申上げて置きたい、斯う云ふ考でありまするが、どうぞ宜しく願ひたいと思ひます。

○政府委員(劍木寧弘君) 大體三のやうな事柄も、今度新たに教科として出来ます社會科に入れるやうな豫定にして居ります

○田島道治君 さう致しますと、一も社會科、二の地歴のやうなこと、それから三は社會科、國語、數學、物象、生物、それから藝能、手工と云ふやうなことは三に矢張り大部分入ると思ひますが、大體さう云ふやうな考へ方で宜しいんでございませうか

○政府委員(劍木寧弘君) 左様でございます

○田島道治君 それから私二十一條の二項の意味が少し分り兼ねますが、此の條項を置かれました積極的の理由はどう云ふ所にござりますかと云ふことと、それから二十五條の經濟的の理由で就學困難な場合に市町村が必要な援助を與へると云ふこと、是と具體的な内容、若しくは此の二十五條以外に或は市町村と言ひますか、地方の方のはどう云ふ風な關聯に法制上なつて居りますか、其の内容と、もう一つ第三十條に「公立又は私立の小學校は、都道府縣監督廳の所管に屬する」とありますのが、今日では國立の小學校と云ふものは、是はなくなりますか、如何ですか、それだけを伺ひたい

○政府委員(日高第四郎君) 初めの二十一條の後段に付て申上げます、ちょっと速記を止めて戴きたい

○委員長(男爵今園國貞君) 速記を止め……

(速記中止)

○委員長(男爵今園國貞君) 速記を始め……

○政府委員(劍木寧弘君) 二十五條の學齡兒童の保護者に對する援助でござります

（速記中止）

○委員長（男爵今園國貞君） 速記を止め……他に御發言がなければ第三章中學校に移ります。

○荒川文六君 是は前の小學校とも關聯して居るのでございますが、例へば第三十九條に「子女が小學校の課程を修了した日の翌日以後における最初の學年の始から」と斯うあります、そぞから小學校の方には第二十二條に「満六歳に達した日の翌日以後における最初の學年の初から、満十二歳に達した日の屬する學年の終りまで」と斯うありますので、自然満十二歳に達した日の屬する學年の終りには小學校の課程を修了すると云ふことになつて來るのだと思ひます、三十九條の方を目にしますと、小學校の課程を修了した日翌日から、二十二條の方は満十二歳に達した日の屬する學年の終りまで、ここで自然小學校も、中學校も多分さざりますが、普通の子供にはそれで宜いかと思ひますが、多少能力の劣つた兒童で十二歳迄に小學校を修了出来なかつたと云ふやうなことがありますと、さう云ふことはどう云ふ所に行くのでせうか

○政府委員（日高第四郎君） 兩方と

是は義務の年限を規定致しましたので、保護者との話合の上で繰返した方が宜い場合には、從來の例に依りますて繰返すことが出来るやうに考へて居ります、唯義務の年限は満十五才に達した日の屬する學年迄、事實上は落第をする者もあるのであります、さう云ふ場合には殆ど異存なしにやつて居ります、此處では義務の年限だけを規定致しましたので、能力の足りない者には繰返すことも出来るやうに考へて居ります。

に……

○政府委員(鈴木寧弘君) 此の學校に於きまする小學校の場合は社會的活動を其の盡理解して行くと云ふ作爲的なものがありませぬが、中學校になりますと、大體普通教育も完了致しまするので、學校に於まして或程度の社會的活動を進んでやらせますやうな仕組を促進して行くと云ふことを考へて居るのでござります

ませぬが……

私は是れで……

○坂田幹太君 今のに關聯しまして、「促進」と云ふ文句はどう云ふ意味ですか、促進と云ふ文句は非常に佐々木さんの御心配になつたやうに「社會的活動を促進し」と云ふそこですが、若

ちよつと此處の所をもう少しはつきりと英語で言へばどう云ふ風な言葉を使ふのでせうか

ませぬが……

○佐々木惣一君 分りました、併し餘程

はつきりさせて置かぬと……、

了承致しました

が、即ち「促進」と云ふだけのことであつて、所謂社會的活動其のものが學校の外で他の人間がやつて居る社會的活動に適當なる方法なり場合があつたならば、之に依ると云ふだけのことであつて、所調社會的活動其のものが學校の外に於てでも、さう云ふ訓練を爲す

○佐々木惣一君 さうすると學校の外に於ける社會的活動をやらせると云ふやうなことにもなりますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 學校の外の生活に於きましても、子供同士が集まりまして、色々團體的な行動を致しますとか、さう云つた活動を自ら進んでやるやうな訓練をするやうに仕向けると云ふ意味でございます

○佐々木惣一君 話り學校外に於ける、即ち一般社會に於ける社會的活動をやるやうに仕向けると云ふことなんか、ないのありますか、二十二條を見ますと、何だか保護者にはお前の義務は済んだと考へても宜いやうにもなかつた、斯う云ふことになりますと、十二才から上まだ小學校に殘らなければなりませんが、それはさうすると保護者がさう云ふことをさせると云ふ義務は矢張りあるのでありますけれども……

○政府委員(鈴木寧弘君) さう云ふ義務は矢張りあるのでありますけれども、さう云ふことはないやうに解釋したら危険はないと思ふのですが、さうではないやうに解釈したら危険はないと思ふのですが、さうではな

いのでございませんか、ちよつとはつきりしないのですが……

○佐々木惣一君 さうすると、學校外に於ける社會的活動と云ふことと云ふことはないやうに思ひます

云ふこと

今度私が申上げるのは小学校、中学校、高等学校にも通ずるものと思ふのであります。ですが、天才教育に付てのまだ御質問がないやうなので、或は前に出たかも知れませぬが、何かさう云つた天才教育に付て色々な議論があると思ひます。併しどう云ふ風に思つておいでありますか、其の點を承りたい、又此の法律との關係を承りたいと思ひます。

○政府委員(日高第四郎君) 御承知のやうに戦時中に非常に無理を致しまして、天才を見付け出さうと云ふやうなことで、特別學級と云ふやうなものを作りまして、相當精を出して教育をして居たやうであります。必ずしも成功して居るとは言へないやうな點もあります、多少小さい時から一方的な才能だけを伸ばさうと云ふやうな點と、又周りの者が取扱つて所謂才能を天才扱ひにすると云ふやうなことから、自信を生じて、却つて將來伸びさうもないと言つたやうな、さう云ふ心配も起ります。

○政府委員(日高第四郎君) その所は特に居たやうであります。今居る所は特別に天才教育をしようとして置かれる方があつた御研究、將來又拔道と云ふと語弊がござりますけれども、何かさう云ふことを出来るやうにして置かれる方が御便利ぢやないかと云ふ氣もするのであります。私がさう云ふことを考へるので、何かさう云ふ御便りがないかと云ふ氣もするのであります。私は政府委員の御答辯のやうに、まだ天才教育と云ふことには幾多の疑問を持つて居るのですが、中學に付ては夜學と云ふことは考へてないのでござりますが、中學に付ては夜學と云ふことは考へてないのでござります。

○政府委員(日高第四郎君) その所は特別に天才教育をしようとして置かれる方があつた御研究、將來又拔道と云ふことを出来るやうにして置かれる方が御便利ぢやないかと云ふ氣もするのであります。私がさう云ふことを考へるので、何かさう云ふ御便りがないかと云ふ氣もするのであります。私は政府委員の御答辯のやうに、まだ天才教育と云ふことは考へてないのでござります。

○政府委員(日高第四郎君) 其の點は御便りがないかと云ふ氣もするのであります。私は政府委員の御答辯のやうに、まだ天才教育と云ふことは考へてないのでござります。

○伯爵橋本實斐君 さうですと、
從來の學年制の授業日數を以て御進め
になる譯でありますか
○政府委員(日高第四郎君) がとうでい
ざいます。

○ 併置校本質認考 塾校と併置と云ふ問題は相當大きな問題かと思ふのであります、殊に外國等に於きましては、夏休は中學、小學校に於ても、三箇月位の所が大分多いやうであります、日本に於きましても、私共の子供の時分は相當長い夏の休暇、それから冬の休暇等ございましたが、其の後日本では大分是が短縮され、又戦争中に於きましては、是は別の理由から、此の休暇を長くせざるを得ないやうな事情になりましたやうであります、夏休等を相当……殊に上級の學校に於きましては、學校の授業以外に、其の休暇を利用して、學生が友達や何かと共に生活を致しましたり、色々な方法に於きまして學科も其の間に復習出来、又社會的な教養も受けられると云ふやうなことで、此の夏休等の利用の如何に依つては、相當大きな價値を發揮するやうに考へられるのであります、是は又之を先生の方から申しますと、矢張り其の間の休みを利用して、相當自分の自習や研究が出来る、斯う云ふ一擧兩得な制度かと思ふのでありますが、斯う云ふことに付きましては、文部當局としてはどう御考へになりますか、又是等の休みのことや何かは、中學校に致しますれば、矢張り第三十八條で監督官廳で之を御定めになることでございませんか、其の二點を……

クではなくて、其處に大キな意味があることは仰しやる通りだと思います、唯其の期間をどう云ふ風に計るかは、必ずしも全國一様にする必要もないかと思ひます、非常に暑い所と寒い所とを同じ日から同じ日まで休まなければならぬと云ふこともないかと思ひますので、其の邊は専門家の能く研究に俟ちまして、多少のゆとりの取れるやうに取扱ひ得ると思つて居ります。○田島道治君 中學校の此の章だけと云ふのでなく、多少他所と關聯しても宜しうございますか。

○委員長〔男爵今園國貞君〕 關聯がござりますれば、構ひませぬ

○田島道治君 三十六條に「資質を養うこと」と云ふ文字がありまして、小學校の方にも、ずつと見て参りますと、「能力を養う」とか「技能を養う」とか云ふことがあります、又此處にも次には「能力を養う」と云ふことがありますと、が、高等學校の、此の三十六條の一號に當りまするやうな所にも資質と云ふ言葉を使つてあります、之には何か特別の意味がござりますのでせうか

○政府委員〔日高第四郎君〕 資質とか、能力とか、御指摘になりましたが、是は特別な意味はないさうであります

○田島道治君 實は此の小學校の目的の次にあります條文に付きましては、教科内容のやうなことが比較的詳しく載つて居ります、是は先程ちよつと御伺ひ致したのですが、其の時にも併せて御同ひしようかと思つたのでございましたが、日常生活と云ふことが三、四、五、六の間に四項ばかり書いてござります、それから日常生活と云ふ文字はございませんが、八にも生活を明るくする云ふやうなこと、それから二號の地

ふやうなことが書いてあります、「一號には「學校内外の社會生活」と云ふ言葉が書いてあるのですが、是も要するに新しい教育理念を養ふ斯う云ふことだと思ひます、それから小學校には養護教諭と云ふものがありまして、衛生と云ふやうなこと、兒童の身體的の養護に當ると云ふことが書いてあります。ですから、是で體育と云ふやうなこと、それが七にも書いてあります、中學校で今迄やつて參りましたやうな知識を得るとか、それから社會人としての心掛を養ふ、昔で言へば謂はば修身と云ふやうなこと、一口に申せば體と云ふ學問的、智的の素養の外に、身體を良くすると云ふ意味があるのかと思ひましたが、別にさう云ふ意味もないやうであります、そこで先程來ちよつと問題になつて居りましたが、一貫して伺ひたいと思ひましたのは、小學校の十八條の一號にあります「學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと」、それから此の中學校の所には、二番目に「オカーシヨナルな職業教育に付て書いてあります、が、此の社會と云ふ言葉はそんな重いものではないと思ひますが、先程來問題の「社會的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと」、それから高等學校のそれに當る所を見ますと、又少し言ひ方が違つて居るのであります、「社會において果さなければならぬ使命の自覺に基き、個性に應じて將來の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること」、此處は寧ろ「オ

が、次に「社会について、廣く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること」、斯う云ふやうに六・三・三の初めの六・三は只今義務教育になつて居り、次の三は國力が出來れば義務教育にもしたいと云ふやうな六・三・三ですが、大學に付ては之に當るものには書いてありません、此の六・三・三・四と云ふやうな新制度を文部省が御採りになるに付きまして、小學校、中學校、高等學校、此の三つの一貫した考へ方があつて、中學校では主に斯う云ふことをする、高等學校では主に斯う云ふことをする、それが社會……社會と云ふ言葉は非常に重いのですが、それにつきまして、中學校時代には此の面で行く、高等學校時代には此の面で行くと云ふやうなことを一貫して、一つの主義と云ひますか御考があつて、其の御考が各所に、言葉が色々變つて現われて居る特殊の理由がござりますか、若し出来れば大臣にも御伺ひしたいと思ひます。

性がござりますので、小學校の場合は初等の普通教育、中學校は中等の普通教育、それから高等學校は高等普通教育と云ふ點に一貫性を持たしてある。若しも出來るならば十八歳位迄義務教育とすれば打切る、高等普通教育の場合には、普通教育の基礎の上に専門的な教育も加へて行ひたい、さう云ふ點で少し宛違つて來て居ります、専門的な教育を持たせるやうな意味で、斯う云ふ條文を作つた譯であります。

○田島道治君 一貫性と云ふことは何ひませんでも分つて居ると思ひますが、此の言葉に現されました中學時代には「學校内外における社會的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養う」、それから又高等學校時代には「廣く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努める」、さう云ふことがそれ／＼の學校の教科内容でどう云ふ所に現れて居ると云ふ具體的な御回答はございませんでせうか。

○政府委員(日高第四郎君) 中學校の方は、是は相當教科内容とも聯關係させて表現致しましたので、細かい教科課程は一應出來上つて居りますので、高等學校の場合のも、非常に急ぎました

のですが、大體出来て居ります、それには矢張り個人の社會に於ける役割と云ふやうなことを、中學校に於ける場合よりは、高等學校に於て幾分ディフェンシブとして、さうして専門的なものを期待し得るやうに考へて居ります、殊に高等学校に於きましては、從來の専門的な職業教育も包摶出来るやうに仕組んでありますので、其の専門的な教育を教授出來るやうな意味で、斯う云ふ規定を置きましたやうな次第であります。

○子爵田中薰君 先程から問題になつて居りますが、「學校内外における社會的活動を促進し」と云ふものに關聯した問題でございますが、學友會の活動と云ふものが、中學校邊りからそろそろ始つて、高等學校に至つて益々強くなり、又大學に行けば最も強くなると思ひますが、其の場合に、學友會の色々なスポーツ團體とか從來の運動部のやうなもの、それから文化團體として各種の研究會のやうなもの、さう云ふものに對する責任はどこにあるのでありますか、或は監聽廳にありますのか、或は學生徒の自治に委ねるやうになるとになるのでせうか、さう云ふ點に付て伺ひたい。

○政府委員(日高第四郎君) 學友會の活動の形にも依りますけれども、結局は校長、若しくは學校に責任を持つて貢ふ積りで居ります。それは自治に委せると言ふことも、被教育者である以上は、教育する者に如何なる程度の自由を委せるかと云ふことと裁量を委ねなければなりませんので、原則として

• 三集之標題及內容

は學校長に負つて貰ふ積りであります、實質的には色々の團體が、結合しまして、一つの學校でそれを監督する、まして、若くは指導し切れないやうなさう云ふ場合も出来るかと思ひます、さう云ふ場合には監督官廳が學校と共同してやうやく監督しなければならない、今のところは出来るだけ校長に裁量の餘地を與へると同時に、責任を持つて貰ふ積りに致して居ります

ならないかと思ひますが、被教育者の責任能力に従つて教育者の責任の負擔は軽くなつたり重くなつたりしなければならないと思ひます、御指摘のやうに、中學校の生徒なんかには十分な責任能力はないものと思ひますので、主としてそれは中學校長に負つて貰はなければならぬと思ひます、それから高等學校若くは大學等に於きましては……、殊に大學等に於きましては……、一概に學長とか或は改選等の指導の必

農業、工業、商業、水産、家庭、斯
云つたものを小分けにして出してござ
います、其の外に選擇科目と云ふの
置きました、それは外國語、それか
習字、是は三年生に於て選擇科目に
つて居る、それから職業、自由研究等
斯う云つたやうなものを選擇科目と
ふ風に致してあります、此の必修科目
の中の職業と云ふのは、其の學校に
つて農業的なものを選ぶことも出来
し、工業的若くは商業的、水産的

譯になりますのでせうか、選擇した結果でござりますね、選擇と言ひますから此の中のどれかはやらないで、どれかはやると云ふ意味だらうと思ひますが……

○政府委員(日高第四郎君) ちよつと調査を致しまして正確に申上げます。

○荒川文六君 それは宜しうございます

○國務大臣(高橋誠一郎君) 實はコylesオブ・スタディーの研究會が都立な

のですが、尙現在では……ちょっと大學の方に亘りますけれども、大學邊りでは、運動部などに部長などを置かない制度で、純然たる學生の自治に委せられていますが、詰り今政府委員の御説明になりました監督の程度と云ふものは、矢張り中等學校、高等學校、それから大學と進むに従つて、無論其の程度が變つて居ると云ふことが多いやうに思ふのですが、詰り今政府委員の御説明になつて居ると思ふのですが、其の學校長なり、監督廳なりの責任の程度と云ふやうなものは大體どんな風に考へたら宜いのでせうか、中學校では大體校長に責任がある、高等學校邊りから大體學生の方に責任があるやうになり、大學では殆んど完全に學生の方に責任があると云ふ風に考へたら宜いのでせうか、其の程度をどんな風に御考になつて居るのでせうか

○荒川文六君 中學校の教科に關する
ことでもよつと伺ひたいと思ひます
が、大體の計畫は一應纏まつて居る
云ふ今御話でございましたが、それから
先程はたしか一週間に三十四時間
位、その中十時間位は色々のものを入
れることができるので云ふやうな御
話であつたやうに伺ひましたが、其の
自由に使へる十時間と云ふのは、學校
が自分の所の學科課程を作る場合に、
此處では斯う云ふものを入れると云ふ
やうなことは學校に與へられた自由で
ございませうか、或は生徒が自分の好
きなものを選んで十時間位やると云
ふ意味でございませうか、どちらでござ
いませうか。

○政府委員(日高第四郎君) 中學校の
教科課程に付きまして概略だけ申上げ
ますが、教科課程を必修科目と選擇科
目とに分けてございまして、必修科目
の中には、國語、習字、社會、國史、
數學、理科、音樂、圖書、工作、體育、
職業とありますて、其の職業の中、に

ものを選ぶ、是は學校で選ぶことがあります。選択科目の方は、課程の中で生徒の希望に依つて選択が出来るやうになつて居るのであります、先程申しましたが、凡十時間と申しますのは、職業と云ふのは大體一年、二年、三年を通じて週間に四時間位、年に百四十時間はそれから外に選択科目が一年に三十分間から百四十時間位、一週間にしますと、一時間から四時間位、是は生が選び得る範囲なんであります、之を合せますと、大體一週間に八時間、斯くて云ふことになつて居ります、外國語、由研究に配當した選択教科の中の配當の時間は、特別な場合に限り六時間迄です、第三學年に於て習字は一時間、業には四時間迄配當することが出来る、それから特別の場合を入れまして、最限十時間轉らない時間、選択の餘のある時間が出来る譯であります、體の平均では一週三十時間から三時間を各學年につけてございます
○荒川文六君 大體了解致しまして、が、今御示しになりました其の選択中、一人の生徒がどの位の時間を取

工业で開かれて居りますので、其の方の専門家は皆其の方に出席致して居りますので、十分な答辯が出来ませぬことを詫び申上げます。

○荒川文六君 今迄の学校は多くは学生徒は誰でも同じものをやつて行くと云ふ建設になつて居りました、小学校なれどはそれでも宜いかも知れぬと思ひますけれども、もう中學校から上の方に學校になるに従つて、成るべく生徒が自分で自分の修めるものを選んで行くと云ふやうな自由を與へることが、一つは教育の上から言つても個性を養ふ上から宜いのぢやなからうかと思ふのであります。が、中學校漸りから少しつづきう云ふことを訓練して行くと云ふやうなことをやる方が宜いのではないかと思ひますが、さう云ふ風なことに付て政府の方でどう云ふ方針を御採りになつていらつしやるのでございませうか、中學校は今伺ひました所で選擇の餘裕が多少あるやうであります。が併し大部分は必修に入つて居つて、必修のものはどうしてもやらなければなりませんが、併しめけれども、さうして選擇に

うらをざら云目依な、なう

○國務大臣(高橋誠一郎君) 實はコヨ
ノス・オブ・スタディーの研究會が都立
調査を致しまして正確に申上げます
○荒川文六君 それは宜しうございま
す

第四部第十類 教育基本法案特別委員會議事速記録第五號

なればどうしても多少必修科目よりも重要性が劣るやうなものが入つて来るのも已むを得ぬと思ひますけれども、出来るだけ生徒に自分で自分の勉めるものを選ばせる、又それを指導して行くと云ふことが宜いのぢやないかと思ひますが、若し何かさう云ふことに付て御考がありますれば伺ひたいと思ひます。

○政府委員(日高第四郎君) 御趣旨は私共賛成なんであります、が、唯選択科目を澤山設けますのにば、教師も教室も相當餘計要りますので現在の状況では私共の所期して居るやうな十分なコースを作ることが出来ませぬが、御趣旨に付ては全く賛成であります、成るべく基礎的な研究的のものは必修課目に致しましても、地方の實情と又個々の特性に應じまして、出来るだけ自分的好きであつて、又伸びるやうなものの自發的にさせるやうな方向に指導して行きたいと思つて居ります。

○伯爵橋本實斐君 是から男女共學になりますので、中學校に於きましても多分女子も同時に御扱ひになると思ひますが、其の教科課程の中に自ら男子と女子は別のものがありまして、例へば裁縫でありますとか、女子になくてはならぬ教科があると思ひます、それで段々文化的な教育と云ふことが叫ばれて参りますので、勢ひ裁縫に致しましても、實用的なものよりも寧ろ飾りとでも云ふやうなものに力が段々行きはしないかと云ふ心配を私共持つております、女の子が中學校を卒業しても浴衣一枚縫へないやうな子供が出来て、片方には刺繡とか、詩らぬことの力があつても、實用の力が付かぬと云ふやうなことがあつては是は何もな

御配慮は十分御ありのことかと存するのであります。此の點は如何でござりますか。それからもう一つは、誠に眞面目な問題と致しまして、性教育と云ふやうなことはどう云ふ風に御扱ひになりますか。小學校の何年位から之を始め、中學或は高等学校に迄及ぶのでありますか。それから男子と女子とに今どう云ふ風に御やりになりますか。此の點を文部省の御方針として伺ひたい。

○政府委員(日高第四郎君) 今の裁縫其の他に付きまして、女子にどう云ふ風に課するかと云ふことに付きましては、先程申上げましたやうに學科課程の講習會がありまして、そつちの方に専ら研究して居る者が行つて居りまして、詳しいことを申上げ兼ねるのであります。それから性教育のことに付きましては、是は重大でありますと同時に非常にデリケートでありますから、之を公の場合に言つた方が宜いのか、或は個人的に指導するのが宜いか、年齢にも依りませうし、又地方の實情にも依りませうし、男の子と女の子とは自ら差異がございませうし、それ等の點に付ては専門的な研究を待つて適當に指導を致したいと思つて居りますが、私としては今はつきり申上げるだけの用意を持ちませぬのは甚だ遺憾でございます。

○伯爵橋本實碧君 只今の女子の裁縫等の教科目をどう云ふ風に振分けるかと云ふこと、是は仰せの通り専門家から伺へれば宜いのであります。要は實用を主とし、裝飾は二の次にするやうな大きな方針を立てゝ置いて戴きたいことが私の質問の骨子であります。

○委員長(男爵今園國貞君) 如何でございません、教科課程に付きましては内容は相當詳しく述べて居るが、それをプリントにして戴きました、高等学校迄の出来て居るだけ出して、さうして今日は専門にやつて居られる方がおいでにならぬさうでありますから、此の次に専門にござることにして、假令質問がずっと大學の方に行きましても其の點だけ留保致して置いて進行すると云ふことにいたら如何でござりますか

○平塚廣義君 さう願ひたいと思ひます

○伯爵宗武志君 先程第三十九條の所が問題になりましたが、私にはまだにつきり呑み込めませぬので、恐入りますが、もう一度御説明を願ひたいと申します、例へば藻第しますやうな生徒は、どんな生徒でも特殊教育にしてしまふのか、それとも矢張り普通の學校で義務教育を行ふのか、如何でござしませうか

○政府委員(劔木亭弘君) 普通の特殊教育と申しますのは、特別の精神異常とか、低能児とか云ふ場合でございまして、多少もう一年もやつたら普通に追付いて行けるやうな者は、勿論その方に入らないと考へます、それで三十九條との關係に於て、十二歳を超えてから十五歳まで中學校に入る譯であります、一應義務教育の年限を十五歳迄と考へて居りまして、十五歳を超えた場合には義務はない、義務ではないが事實上は小學校、中學校に行つても宜い譯であります、義務としては課さない、斯う云ふ仕組でござります

きり致して居る譯でござりますが、
り具體的に申しますと、中學の一年
在學中にもう十五歳に達してしまつて
と云ふやうな場合でござりますと、其
の保護者は其の兒童に對する義務教
の責任は全然ない、斯う云ふ譯でござ
りますね

○政府委員(劍木寧弘君) 左様でござ
います

○小山完吾君 男女共學の問題でござ
ますが、原則として男女共學は至極私賛
ですが、之を實行するに當つては、文
部省は餘程御考にならぬと云ふと、
女共學と云ふものは完全に目的を達
する上には、銘々の家庭の教養と云ふ
とが、子供の躰け、男の子と女の子
間の躰けと云ふものが發達してさう
て是が完全に行はれるのであります
日本のやうに女と男の間が、依然家庭
に於ては男尊女卑と云ふか、男尊
卑と云ふよりは寧ろ腕力の勝つ方が
強い方が何時も支配すると云ふやうな
ことで、男の子は女の子に對して非常
にルーズに粗暴で、躰けもなければ
エティケットもない、禮儀も知ら
い、それが宜いことになつて居る、
れではなか／＼むづかしいことが起
て来るだらう殊に國民學校程度に於
てはそれ程の弊害はないでせうが、
時代の風潮に先んじて男女共學をや
て、男女女同等の標準に持つて行かう
云ふ方針を執ると云ふことは、是は至
はせぬかと思ふのです、文部省は此
てはそれ程の弊害はないでせうが、
の方に行くと隨分妙なことが起つてま
るだらう、殊に國民學校程度に於
てはそれ程の弊害はないでせうが、
文部省の任務、ファンクションを越
てのことになるでせうが、家庭と云
ものがまだ成つて居ないのでから、
それを餘程考慮の中に入れておやりに

語話した共育ささに於ての事例と、その成績は、文部省の男女の學生と云ふものは、服裝の點於ても、風采の點に於ても、其の運動の點に於ても、もう粗暴極まるの宜いやうなことになつて居る。國を以てやつて居る所のあの第一高學校の如き、あの駒澤あたりの所を徊して居る學生の姿を見れば、あの中世紀的の人ぢやないかと思ふうな行動で、隨分殊更帽子を汚し破帽、破れたる袴を引摺つて、下をからくやつて、まるで暴漢の有をやつて、何か得意になつて居るを云ふのは、それを良いことだと思ふ。それが良いと思つて居る日本社会の状態ですから、文部省はあん瑕末な點に迄も御注意になつて、是良好的ことか悪いことか知らぬが、是仕方がないですから、家庭の風潮かまふ、それが良いと思つて居る日本社会の状態ですから、家庭の風潮か直さなければならぬですが、其の方を持つて行くやうな、併せた方針を以て御考へにならぬと、唯理論的に男女が宜しいなんと云つて見た所で、なんだ間違ひが起りはしないかと思ひすから、此の點だけに付て伺つて見、私の意見も申上げて見たいと思ふ、殊に文部大臣はどう云ふやう意見、至極尤と考へるので、御考へになつて居るか伺ひたい。

ふ可能性がありやせぬかと云ふやうな意味の御答がありました、私共が現状を見まして、區の方の力が強いのでありますし、何と言ひましてもまだ法律と云ふやうなものを尊重する風がありますから、從つて現在の委託の問題も區の方の選定した國民學校、それに委託する云ふやうなことが強く主張せられる現状なんあります、又一般の父兄などに於きましては、矢張り公の方が宜しい、私立學校などはどうも此の際はいかぬと云うやうな風潮も一つはあると思ふのであります、それを調節する上に於きましては、國の財政の方面から或點の助長をして、補助をして行くと云ふことも必要であります、せうが、現在の政府の財政としては、此の點は如何であらうかとも思ひます、又設問の上に於きましては、殊更に此の問題は痛切な關係を持つて居りますから、さう地方の希望のやうには參りませぬ、參りませぬが、それ等の間に乘じまして、所謂監督をやるべき資格を與へらるゝ方面に於ての行政廳が、其の監督権を濫用すると云ふやうな弊は、將來餘程心配をする點ぢやないかと思ひます、是は他に又行政上の方面から申しましても、先刻御話がありました通り、教育上の方面に於きまして、餘程御考慮を頗つて置きたいと私は考へるのであります、殊に初めての制度の際には色々な問題が生じましたけれども、矢張りある云ふ新しい制度が出来まして、さうして地方に或意味の勢も前でありますのが教科書事件の如きも、矢張りある云ふ新しく制度が出教育上誠に不祥なる問題を生じた時代

書其のものの問題ばかりでなく、思想此の上に於きましても非常な禍根を残すやうなことがありますので、私は之を分析し席上でありますので、私は之を分析して細かくは申上げませぬが、餘程此の點は考慮せられることを希望したい、先刻政府委員の御説明に對しまして、私が簡単に希望を申上げましたが、丁度大臣もおいでになつて居りますから、此の點に付きましては、大臣に對しましても、文部省全體に對しまして、餘り抽象的なことばかり申上げるやうでありますけれども、御考慮を願つて、誤りなきやうに此の規定を執行することの出來るやうに御願ひ致したことと云ふ點を申述べて置くのであります、之に對する御意見がござりますれば、御答へ下されば尙有難いと思ひますが、私希望だけを此の際申述べて之に止めて置いても宜しいのであります、尚先刻教科の點に付て委員長から、現在のもの表にして戴いたらどうかと云ふやうな御注意がありまして、誠に是は結構であります、それで學科の點に付きましては、高等學校の方と關聯もありますやうですから、中學校と高等學校と、章を逐うて今審議をして居られまするが、是は中等學校の方に付て關しましても、其の學科の點に付きましては質問の出來得るやうに、委員長に御願をして御了承を得たい、一應をれだけを申上げて置きます

長官、並に其の外の勢力に依りまして活動がされないやうに、操られないやうに、此の點を十分顧慮して居るのであります。尙教科書に付きましても、色々な問題が生じ勝ちなのであります、現に認めて居りますやうな四大會社の獨占と云ふやうなことに付きましても、十分に只今研究を致して居るのであります、無論之に關しまして自由競争を許すと云ふ所迄も參らぬかと思ふのでありますするが、獨占と自由競争の間を探りまして、遺憾のないやうに致したいと考へまして、關係當局者と色々協議致して居るのでございます。

○政府委員(日高第四郎君) 丁度教科課程の擔當者が参りましたから……

○政府委員(稻田清助君) 第一の御質問は、私直接承りませぬでいたけれども、小學校の選擇科目があるかどうかと云ふ御質問であります、選擇科目と云ふことには致して居りませぬけれども、自由研究と致しまして多少時間が取つてあります、従ひまして其の自由研究に於て、或は學校に於て特に或教科を餘計やりたい、或は又特別の外國語でありますとか云ふやうなもので、特にやりたいと云ふやうな場合には、其の時間が利用出来るやうに相成つて居る譯であります、それから男女の問題であります、男女の問題と申しますと、從來例へば女子に對しましては家政關係の學科がございました、裁縫であるとか、或は家事、或は割烹と云ふやうな問題でございますが、其中一般家事經濟、或は家庭をどう云ふ風にして良くして行くかと云ふやうな問題、斯う云ふ點は、今後は男子に於ても相當修得せしめる必要があると考えまして、さう云ふ面は社會科の中

に於て男女と共に通して致します、唯裁縫をやります。或は特殊の、割烹であるとか、工作であるとか云ふやうな點に於て男女と共に通して致します、唯裁縫をやります。或は特殊の、割烹であるとか、工作であるとか云ふやうなものを女子だけに特に致させます爲に、小學校の五年以上に於きまして、家庭と云ふ時間を設けて居ります、中學校に於きましても同じやうな考を探つて居ります、それから男子に對しましては、女子が裁縫をやります間は、主として家事工作と云ふやうなものを、男子に充實して教るやうに致し、更に上級へ参りますれば高等學校等に於て、實業科と家庭科と云ふものが、それゝ選擇教科になりますて、男女の間の均衡を得られるやうに考へて居ります、それから性教育の問題でございますが、是は年齢、或は生年の段階等に應じまして、色々の段階等に於て、男女相互に尊重する、御理的發達の段階等に應じまして、色々の段階等に於て、男女の長所を認め合ふと云ふ所から出発して、又中學校の段階に於ては理科の中に、所謂系統を追うて教へる譯でありませぬけれども、從來の生理衛生的の教材を探つた科目が設けられることになつて居ります、さう云ふような場合に十分科學的にも、又社會科の方の倫理的と申しますか、社會人としての素養と云ひますか、さう云ふものと兩々相俟つて十分其の性教育に付て徹底致しまして、誤りなきを期したいと思ひます。

が意図でござりまする。併々このへんの問題であります。それで、高等學校と中學校ばかりであります。しかし、小學校と中學校とは殊に密接な關係がござりますから、全部の各課程に付きまして別に御質問願つたら宜いぢやないかと思つて居ります。

○政府委員(稻田清助君) もう一點申し落しましたが、中學校に於て選択科目と云ふのは、個人が自由に選擇するのか、學校としてさう云ふ時間を設けるか、設けないものか、自由であるのかと云ふ御質問の點でございますが、是は建前と致しましては個人選抜に致したいと考へて居ります、併しながら矢張り各學校に於きましては、之に對しまする先生の用意もありまするし、設備の問題もあり、時間配置等の關係もござりますので、大體學校で或科目を選択科目として採つた場合には、大體其の生徒がそれを受ける、併しまあそれは其の中二つ位大別致しまして、エーの組は此方で選擇する、ビーの組は此方で選擇すると云ふやうになると云ふやうな場合にも、成るべくはそれを許したいと考へますけれども、實際思ひますが、極く少數の一人、二人の人達が何か特に選擇科目を設けたいと云ふふらうな場合にも、成るべくはそれを許したいと思ひますけれども、實際の問題として、果してそれがそれだけを教へる施設があるかどうかと云ふやうなことは實際問題になつて参ります。

○荒川文六君 只今のことについてちょっと伺ひたいと思ひます、小學校に於ける自由研究の時間が多少取つてあると云ふ話でありましたか、小學校に於てローマ字を教へると云ふことは自由

研究の中に入つて居りますか、或は其の外になつて居りますか

○政府委員(稻田清助君) 小學校に於きましては、ローマ字を學校で教へても宜いし、教へないでも宜いと云ふことになつて居る譯であります。其の時間の配當と致しましては自由研究の時間を充當することになつて居ります。

○伯爵宗武志君 只今特別に女子だけに行はれる教育と云ふことで御説明がござましたが、圓滿な家庭生活と云ふのは社會の矢張り重要な要素だと思ひますが、之には家庭を作つて居る男女、即ち夫婦間の理解と云ふものが最も必要だと思ふ、從來家庭に於て夫が妻のやることに付て少しも知識がないひます。即ち割烹とか、裁縫とか、洗濯とか、夫婦間の理解と云ふものが最も必要だと思ふ、從來家庭に於て夫がかつたと云ふ所から、理解が十分に深められなかつたと云ふやうな嫌ひがあるので、其の裁縫とか、割烹等に付ても、極く基礎的な教育と云ふものは男子にも必要ぢやないかと思ふのですが、此の點如何でせうか

○政府委員(稻田清助君) 御話の如く良い家庭を形成致して参ります爲には、確かに主婦ばかりでなく、主人に於て十分御話のやうな料理であるとか、或は又簡単な程度の或は衣服に對しまする知識、技能と云ふやうなことが必要であらうと十分考へて居ります。先程申しましたのは、それが相當進化した程度に於て、裁縫にしても、割烹にしても特に女子に對しては餘計與へると云ふやうな意味合で家庭科を設けて居る譯であります、男子に付きましたが、例へば理科の時間、或は工作の時間、或は社會科の時間等に於き

まして、十分家の各種の問題に付ての知識技能を與へるやうに致したいと考へて居ります

○委員長(男爵今園國貞君) 速記を止めて……本日は之にて散會致します、それでは明日は午後一時より開會致します、是にて散會致します

〔速記中止〕
午後三時四十分散會
出席者左の如し

委員長 男爵今園國貞君	副委員長 伯爵宗武志君	委員 伯爵橋本實斐君	子爵北小路三郎君	佐々木惣一君	荒川文六君	羽田喜君	平塚廣義君
同 同 文部事務官	同 同 有光次郎君	同 同 候爵大隈信幸君	田島正貞一郎君	坂田幹太君	瀧川道治君	小山完吾君	儀作君
國務大臣 政府委員	國務大臣 文部大臣	高橋誠一郎君	正田貞一郎君	由松君	清水君	淺井清君	木惣一君
稻田清助君	亨弘君						

辻田 力君
稻田 鈴木君
亨弘君 清助君

昭和二十二年五月八日印刷

昭和二十二年五月九日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局